

平成 29 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 リミックスポイント
代表者名 代表取締役社長 小田 玄紀
(コード：3825 東証第2部)
問合せ先 経営管理部 I R担当 山内 佳子
(TEL. 03-6303-0280)

第 2 回当社株主に対する仮想通貨「ビットコイン」配布に関するお知らせ

前回、平成29年3月31日時点の当社株主に対して、一定の条件に基づき仮想通貨「ビットコイン」の配布を実施したところ、株主の皆様より高い評価を頂き、再度の実施につき多数の要請が寄せられておりました。当社は、当該ご要請の下、本日開催の取締役会において、平成29年9月30日時点の株主の皆様に対して、一定の条件に基づいた仮想通貨「ビットコイン」配布の実施を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社グループは、「変わることを楽しみ、常に挑戦し続ける。」を企業理念として事業開発を進め、さらなる成長に日々勤しんでおります。その中で、当社連結子会社である株式会社ビットポイントジャパン（以下「BITPoint」という）は、「安心・安全な仮想通貨交換業者」をモットーに、顧客満足度の高いサービスの提供を行うとともに、仮想通貨が「使う・送る・投資する」手段としてより普及するようサービスの拡充・強化に努めております。

このたび、当社グループに対する中長期視野におけるご支援に感謝し、株主の皆様とのリレーションをさらに強固にすることを目的に、BITPointが取扱う仮想通貨の一つである「ビットコイン」を、株主の皆様の保有株式数(単元株式数)に応じて配布することを決議しました。

なお、当該「ビットコイン」配布の今後の実施、継続如何につきましては、しかるべき折に、別途検討させていただき開示する予定です。

2. 「ビットコイン」の配付について

(1) 配布の概要

配布対象	ビットコイン (BITCOIN)
配布総数	総額4百万円(概算)相当の数量のビットコイン ① 配布日の前日である平成29年12月14日(木曜日)16時におけるビットコインの取引相場により配布総数を決定いたします。なお、BITPointにおけるビットコインの取引最小単位である0.0001BTC未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てます。 ② 配布対象となる株主様の、BITPointにおける仮想通貨取引用総合口座(以下「総合口座」という)に関する有効口座開設数が、下記の開設期限において、

	<p>5,000口座以上となった場合には、総額を5百万円（概算）相当の数量のビットコインに変更いたします。</p> <p>（参考）平成29年9月24日16時時点におけるBITPointの取引相場（売り1BTC = 407,227円23銭）によると、総額4百万円相当のビットコインは、約9.822525BTCとなります。ただし、その後の取引相場によりビットコインの配布総数は変動します。</p>
配布基準	<p>次のとおり保有株式数（単元株式数）に応じてビットコインの配布口数を決定します。</p> <p>① 100株（1単元）の保有につき1口とし、<u>1口当たり8円相当のビットコイン</u>を配布するものとします。</p> <p>② 単元株式数(100株)未満の株数は切り捨てます。</p> <p>③ ビットコインに換算する際に、BITPointにおける<u>取引最小単位0.0001BTC未満の端数はこれを切り捨てます。</u></p> <p>④ 保有単元株式数に応じて算出された<u>配布基準額がBITPointにおける取引最小単位0.0001BTCを下回る場合には、上記配布基準額にかかわらず、配布対象の株主様に対し0.0001BTCを配布するものとします。</u></p> <p>⑤ 配布対象となる株主様の、BITPointにおける総合口座に関する有効口座開設数が、下記の開設期限において、5,000口座以上となった場合には、<u>1口当たり10円相当のビットコイン</u>を配布するものとします。</p> <p>（参考）平成29年9月24日16時時点におけるBITPointの取引相場（売り1BTC = 407,227円23銭）によると、1口当たりのビットコインは約0.000019BTCとなります。上記③④により保有単元株式数に応じて具体的なビットコインの配布数量を決定いたしますので、例えば、1単元から10単元（1口から10口）保有の場合には0.0001BTCを、11単元（11口）保有の場合には0.0002BTCを配布することとなります。</p>
配布日	平成29年12月15日（金曜日）
配布先	<p>平成29年9月中間期末における単元株数以上を保有の株主様で、かつ、BITPointにおいて総合口座を開設・維持している株主様に対して、権利確定日現在の株主名簿上の株式数(単元株式数)に応じて配布いたします。</p> <p>なお、総合口座をお持ちでない株主様におかれましては、平成29年11月30日（木曜日）（以下「<u>開設期限</u>」という）までに総合口座の開設を完了していただく必要があります。</p>
配布の対価	無償
当社留保分	株主様に対して配布するビットコインの数を、配布総数から控除した数が当社留保分となります。
配布方法	詳細につきましては、平成29年9月中間期末（平成29年9月30日）時点の株主名簿上の株主様宛に 平成29年10月末日 を目途に 郵送 にてご案内いたします。

（2）注意事項

○今回配布するビットコインをお受け取りいただく際には、上記の開設期限までにBITPointに総合口座を開設・維持していただく必要があります。（既にBITPointに総合口座を保有されている株主様につきましては、改めて総合口座を開設していただく必要はありません。）

また、実際にビットコインを配布する時点において、BITPointに総合口座が有効に開設・維持されている必要があります。また、事務手続きの都合上、配布日の前日である平成29年12月

14日から配布時点まで継続して総合口座が維持されている必要があります。

したがって、BITPointに総合口座を保有していない、総合口座を開設したが途中で解約した、総合口座の申込みをしたが期限内に開設が完了していない、等の場合には、当該ビットコイン配付の対象外となります。なお、未成年、非居住者等、総合口座を開設することのできない株主様は、当該ビットコイン配付の対象外となります。

- 総合口座の開設に当たっては、BITPointの取引約款等に従い、本人確認書類その他書類をご提出いただきます。
- 当該ビットコイン配布を行うに際して、株主様に関する情報(住所・氏名・保有株式数等)を、必要な範囲で、当社とBITPointとで共有することにご同意いただきます。
- 当社およびBITPointは、配布するビットコインの金銭的価値を保証いたしません。
- 当社およびBITPointは、ビットコインの保有者が、ビットコインを用いて当社、BITPointその他の第三者が提供する財または役務と購入・利用・交換等を行うことができることを保証するものではありません。
- ビットコインは、日本通貨、いずれの外国通貨、その他の仮想通貨とも交換レートは固定されておりません。したがって、ビットコインの金銭的価値は、取引相場により変動します。
- ビットコインに関する会計上および税務上の取扱いについては、各株主様の責任において、公認会計士、税理士等の専門家にお問い合わせください。
- 当該ビットコインの配布とBITPointが独自で行うキャンペーン等は重複して適用可能です。

3. 業績に与える影響

平成30年3月期の当社個別業績および当社連結業績に与える影響は軽微であると考えております。なお、今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(注) 本資料に記載されている業績の見通し等の将来に関する記述は、本資料の発表日現在において当社が入手可能な情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいたものであります。実際の業績等は、今後の様々な要因によって異なる結果となる可能性があります。

以 上